

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年1月25日
【事業年度】	第32期（自平成20年11月1日至平成21年10月31日）
【会社名】	株式会社学情
【英訳名】	GAKUJO CO., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中井 清和
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田二丁目5番10号
【電話番号】	06(6346)6830(代)
【事務連絡者氏名】	管理部 マネージャー 瀬川 哲矢
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区梅田二丁目5番10号
【電話番号】	06(6346)6830(代)
【事務連絡者氏名】	管理部 マネージャー 瀬川 哲矢
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次 決算年月	第28期 平成17年10月	第29期 平成18年10月	第30期 平成19年10月	第31期 平成20年10月	第32期 平成21年10月
売上高(千円)	3,625,346	4,467,347	4,462,967	4,079,689	2,098,432
経常利益又は経常損失() (千円)	822,054	1,276,699	1,112,974	653,307	234,997
当期純利益又は当期純損失() (千円)	476,281	752,564	638,361	351,624	280,286
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
発行済株式総数(千株)	3,890	7,780	15,560	15,560	15,560
純資産額(千円)	5,407,682	6,070,879	6,014,485	5,610,134	4,907,310
総資産額(千円)	6,348,190	7,188,238	6,936,620	6,412,013	5,432,653
1株当たり純資産額(円)	1,383.85	780.32	414.46	419.53	385.49
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)(円)	10.0 (5.0)	10.0 (5.0)	13.0 (5.0)	14.0 (7.0)	12.0 (7.0)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	127.12	96.73	41.61	25.00	21.50
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	85.2	84.5	86.7	87.5	90.3
自己資本利益率(%)	12.2	13.1	10.6	6.0	-
株価収益率(倍)	57.1	29.6	12.5	15.4	-
配当性向(%)	7.9	10.3	31.2	56.0	-
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	661,947	802,020	373,663	423,281	353,797
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	1,013,259	2,576,663	453,828	39,053	801,575
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	2,364,558	58,309	706,098	757,798	406,905
現金及び現金同等物の期末残高(千円)	3,412,205	1,579,252	792,988	419,417	460,290
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)(人)	129 (24)	163 (17)	190 (12)	195 (14)	175 (8)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 関係会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

5. 第32期事業年度は、当期純損失が計上されているため、自己資本利益率、株価収益率及び配当性向を記載しておりません。

6. 平成17年12月20日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。

7. 平成18年11月1日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。

2【沿革】

当社は、昭和51年に中井清和が、実鷹企画の名称で総合広告代理業を創業したのに始まり、昭和52年11月に株式会社実鷹企画を設立、今日に至っております。設立後から現在までの沿革は次のとおりであります。

年月	沿革
昭和52年11月	大阪市北区に株式会社実鷹企画（現 当社）を設立
昭和56年11月	「学生就職情報センター」部門新設、就職情報事業進出
昭和58年3月	就職情報事業に朝日放送株式会社より後援を得る
昭和62年11月	SP（セールスプロモーション）部門強化のため、株式会社大毎企画と共同出資で株式会社毎日クリエイトを大阪市北区に設立、営業開始
平成元年8月	東京都中央区に東京支社開設
平成2年10月	名古屋市中区に名古屋支社開設
平成3年11月	学生就職情報センターを株式会社に組織変更
平成3年12月	東京支社を東京都港区に移転、東京本部とする
平成6年4月	大阪市西区江戸堀に本社ビル建設、本社移転
平成7年12月	インターネット就職情報サイト「G-WAVE（現商品名：学情ナビ）」発信、インターネット事業へ進出
平成8年7月	大阪営業本部を大阪市北区に移転 中途採用向け合同企業説明会を初開催、中途採用情報部門へ進出 東京本部を東京都中央区に移転
平成10年11月	通商産業省（現 経済産業省）所管（財）日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」使用許諾事業者に認定
平成11年4月	インターネット転職情報サイト「Career - Japan」発信開始
平成11年7月	労働省（現 厚生労働省）より職業紹介事業許可（有料職業紹介事業）取得
平成12年4月	株式会社学生就職情報センターを吸収合併、商号を株式会社学情に変更
平成12年6月	株式会社毎日クリエイトを100%子会社化
平成12年8月	株式会社毎日クリエイトより営業の一部を譲受け
平成13年9月	株式会社大毎企画より営業の一部を譲受け
平成14年5月	日本証券業協会に株式を店頭登録
平成14年8月	厚生労働省より一般労働者派遣事業許可取得
平成14年8月	大阪市北区梅田に新本社ビル建設、本社及び大阪営業本部を移転
平成15年11月	東京都千代田区に東京営業本部を移転
平成16年7月	京都市下京区に京都支社を開設
平成16年9月	株式会社毎日クリエイトを吸収合併
平成16年9月	横浜市西区に横浜支社を開設
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取り消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成17年9月	東京証券取引所第二部に株式を上場
平成18年10月	東京証券取引所第一部に株式を上場
平成18年10月	ジャスダック証券取引所への上場を廃止
平成20年4月	福岡市博多区に九州支社を開設

3【事業の内容】

当社は、就職情報事業を主たる事業としております。その事業内容は、次のとおりであります。

就職情報事業

当社では、大学・短大新卒者並びに第2新卒者等転職希望者に対する企業PR・情報提供サービス業務及び各種採用コンサルティング業務、人材紹介・人材派遣・新卒紹介予定派遣業務を行っております。具体的な商品として、大別して次の3品目があります。

新卒採用集合品

新卒マーケットにおいて、一定の規模を持った母集団形成は欠くことができません。当社は、合同企業説明会「就職博」、就職情報誌、インターネット就職情報サイト「学情ナビ」、モバイル（携帯電話）特化型就職情報サイト「モバ就」といった商品によって、多くの企業と学生との“出会いの場”を創出しています。

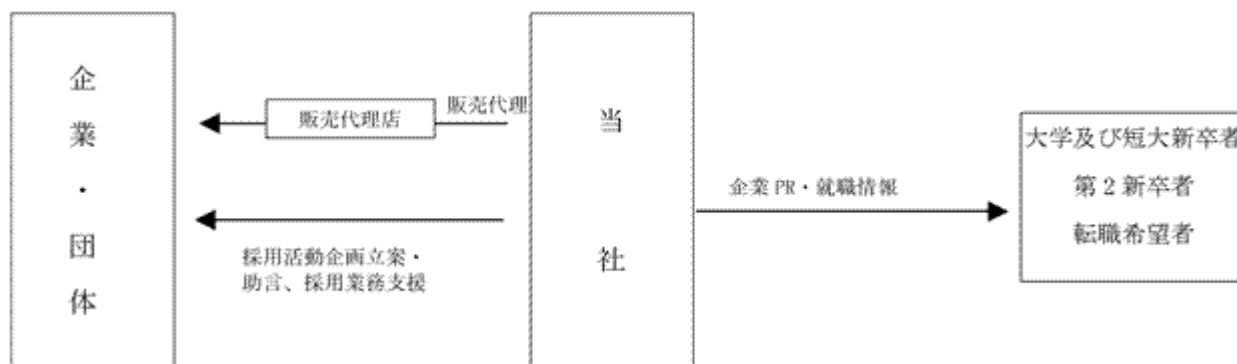
新卒採用個別品

個々の学生へ向けて、より強いアピールで直接アプローチできるダイレクトメールの制作・発送代行や、電話によるセミナー参加希望者受付、または、選考途中の学生個々の情報管理など、各企業の採用活動の形態に応じたオーダーメイドの採用アウトソーシング業務を行っております。

中途採用商品

転職希望者対象の合同企業説明会「Re就活のイベント」や、第2新卒専門のインターネット転職情報サイト「Re就活」といった商品により、即戦力を求める企業と、自己実現を望む転職希望者の双方の高いニーズに応えることを可能にしています。

事業系統図は、下記のとおりであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

平成21年10月31日現在

部門の名称	従業員数(人)	
営業部門	155	(6)
制作部門	10	(1)
管理部門	10	(1)
合計	175	(8)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者は除き、他社からの出向者を含む)であり、()はパート・嘱託社員・契約社員数の当事業年度中の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社従業員は、全ての事業に従事しているため、事業の種類別の従業員を算出することができませんので上記の表記としております。

平成21年10月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
175(8)	29歳7ヶ月	6年1ヶ月	3,853,440

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、()はパート・嘱託社員・契約社員数を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社は労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度におけるわが国経済は、平成20年秋から続いた世界同時不況の影響で、電機・自動車等の輸出産業を中心に東証一部上場企業の純損益総額が、平成21年3月期において7年ぶりに赤字に転落するなど大変厳しい状況で推移しました。しかしながら、平成22年3月期の第2四半期（4～9月）決算では、各社の徹底したコスト削減や販管費の見直し、合理化等の効果が徐々に表れたことにより採算の改善が進み、電機・自動車など一部業種が赤字となった以外は、金融を除く全産業の連結経常利益が、前年同期比60.8%減というところまでマイナス幅が縮小しました。今後につきましては、政府の景気対策効果もあり各社業績が上向きつつあり、企業の固定費削減も進んでいるため、平成22年3月通期では、前期比1.4%の経常増益となる見通しで、当初の9.1%の減益見直しから改善する見込みとなっています。

このような経済環境の中、雇用情勢につきましては依然として厳しい状況が続き、平成21年9月の全国有効求人倍率は0.43倍、完全失業率は5.3%という高水準で推移し、企業の採用意欲の冷え込みは想定以上に深度の深いものとなりました。

その結果、当事業年度における売上高は20億98百万円（前期比51.4%、予算比104.9%）、損益については、経常損失2億34百万円（前期は経常利益6億53百万円）、当期純損失2億80百万円（前期は当期純利益3億51百万円）となりました。

《業績の上振れ要因》

売上高、経常利益等が上振れしました要因は、日本初の携帯電話によるモバイル特化型就職情報サイト「モバ就」の販売に注力したこと、「公的な人材採用支援分野」への進出による増注効果によるものです。

なお、当社の主たる事業である「就職情報事業」については、次のとおりであります。

就職情報事業

当事業年度における雇用情勢につきましては、全国の有効求人倍率が0.76倍（平成20年11月）から0.43倍（平成21年9月）まで低下し、求人意欲の減退が鮮明となる中で推移しました。

とりわけ平成22年3月卒業予定の大学生・大学院生を対象とした全国の民間企業の求人総数は前年の94万8,000人から72万5,000人へと23.5%減少し、学生の民間企業就職希望者数は前年の44万3,000人から44万7,000人へと0.9%増となり、その結果、大卒求人倍率は1.62倍（ワークス研究所：平成21年4月13日「第26回ワークス大卒求人倍率調査」）となるなど、前年の2.14倍から0.52ポイント低下しました。特に輸出産業を中心とした大手製造業では大幅な減少となり、堅調な採用を続けてきた金融業でも採用を手控える企業が大半となり、いわゆる「就職氷河期」へと変貌しました。

このような市場環境のもと、当社では、人材採用ニーズだけにとどまらず育成・研修分野、採用ツール分野、採用コンサルティング分野等、様々な企業ニーズに柔軟に対応し「顧客満足度向上」にフォーカスした営業活動に注力してまいりました。そのような中、新商品として市場投入しました「モバ就」につきましては、リリースより一年が経過し、学生からのアクセス数が前年比470%の成長率で推移するなど、高い支持を獲得することに成功し、採用媒体としての礎を築くという初年度の目標は達成することができました。一方、民間企業の採用意欲が減退する中、平成21年3月より「公的な人材採用支援分野」への進出というまったく新しい取り組みに挑戦しました結果、これまでに農林水産省の推進する「農村活性化人材育成派遣支援モデル事業 田舎で働き隊」や、経済産業省主催「地域連携型雇用情報提供事業 就職支援フェスタ」、中小企業庁（日本商工会議所）主管「合同就職説明会開催事業 大学施設等活用型」といった公的機関からの人材育成・就職支援事業等で約1億円弱の受託に成功しました。

しかしながら、上記のような重点商品への注力、新たな営業施策の投入等を行いました。市場環境の悪化を乗り越えるには至らず、当事業年度における就職情報事業全体の売上高は、19億12百万円（前期比51.3%）となりました。

《日本初の携帯電話によるモバイル特化型就職情報サイト「モバ就」の状況》

おかげさまをもちまして、弊社の戦略商品である「モバ就」は、発売以来2年目を迎えましたが、「ページビュー数：前年比470%」「モバイル経由のエントリー総数：前年比451%」「モバイル経由のセミナー予約数：前年比463%」「モバイル経由の会員登録数：前年比875%」（いずれも平成21年9月30日現在）という成長率となり、順調に推移しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動による資金の減少3億53百万円、投資活動による資金の増加8億1百万円、財務活動による資金の減少4億6百万円の結果、前事業年度末に比べて40百万円の増加となり、当事業年度末残高は4億60百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税引前当期純損失等により、営業活動の結果減少した資金は3億53百万円となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資有価証券の取得による支出9億50百万円、無形固定資産の取得による支出69百万円、定期預金の払戻による収入14億99百万円、投資有価証券の償還による収入3億円等により、投資活動の結果増加した資金は8億1百万円となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

自己株式の取得による支出2億21百万円、配当金の支払1億85百万円により、財務活動の結果減少した資金は4億6百万円となりました。

なお「1.業績等の概要」の金額にはいずれも消費税等は含まれておりません。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別	当事業年度 (自平成20年11月1日 至平成21年10月31日)	
		前年同期比(%)
就職情報事業(千円)	1,912,727	51.3
新卒採用集合品(千円)	1,151,426	52.7
(就職博)(千円)	(793,191)	(46.7)
新卒採用個別品(千円)	557,236	73.5
中途採用商品(千円)	204,065	25.9
その他(千円)	185,705	53.2
合計(千円)	2,098,432	51.4

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 販売実績が総販売実績の10%以上の相手先はありません。
3. ()内の数値は内数を記載しております。

3【対処すべき課題】

A. 景気後退に伴う雇用情勢の悪化は、2009年7月に完全失業率が史上最悪の数字を更新し、その後も低い水準で推移するなど、本格回復にはやや時間がかかると見込んでおります。そのような状況の中、多様化する採用ニーズに対応し、かつ利益体質を改善するため、以下の課題を克服することが重要であると認識しております。

「モバイル特化型就職情報サイト“モバ就”」の販売強化並びに新サービスの開発

「公的人材育成・就職支援分野」への営業強化

首都圏営業力の増強及び取引先数の増加

人材確保と若手営業社員の早期戦力化

適正利益を意識した販売活動の実践並びに徹底したコスト削減

これらの課題を克服するため、社員一人一人の「スキル向上」、「意識改革」、「柔軟な対応力」等、専門性を有しクオリティの高い優秀な人材を育成することが必要不可欠であり、その実現のため社員教育・研修の充実に努めてまいります。

B. 会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式等に対する大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。したがって、大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様にご判断して頂くこととなりかねません。

当社は、大規模買付行為を受け入れるか否かの株主の皆様のご判断が適切に行われるためには、大規模買付者（下記4．（1）に定義されます。）からの一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報および評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に应诉すべきか否をご判断して頂くための期間を確保するルールを定めることが不可欠であると考え、「株式会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」（会社法施行規則第118条第3号口（2））の一つとして、以下のとおり本プランを定めるものであります。

なお、以下の文章は、平成20年1月25日開催の「第30期 定時株主総会」において承認された内容を、そのまま記載しております。

2．基本方針の実現に資する取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、昭和51年に実鷹企画の名称で総合広告代理業を創業し、昭和56年11月に「学生就職情報センター」部門を新設し、就職情報事業に進出、現在に至っております。

当社は、「私達は、仕事を通して社会のお役に立つ企業づくりを目指します。」という基本理念のもと、総合就職情報企業として“きめ細かいサービス”“質の高い情報”をタイムリーに提供できるよう全社一丸となり、「変化と進歩」をテーマに、日々研鑽を続けております。また、事業の展開にあたりましては、以下を基本方針としております。

- ・新卒採用情報から中途採用情報までの一貫した総合就職情報企業を目指す。
- ・新規顧客の開拓と新商品の開発により売上・利益の拡大を目指す。
- ・人員の増強並びに拠点の拡充を図り、成長のスピードを加速させる。
- ・サービス・商品・営業手法のすべてにおいてニーズを先取りした差別化戦略を実行する。
- ・組織の効率を高め、意思の伝達及び業務の迅速化を図る。
- ・社会からの信頼や尊敬を集め、上場企業にふさわしい企業であり続けるべくコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化を図る。

また、社会そして市場から信頼される企業であり続けることを目指して、経営基盤のさらなる安定を図り、かつ経営効率を一層高めていくよう努力を続けてまいります。

中長期的な経営戦略としては、前述の基本方針に基づき、スピードを重視し高成長・高収益・高付加価値企業となるべく就職情報事業での競争力や商品力の強化に努める所存であります。

商品面では、成長著しい第2新卒者・若手社会人対象の第2新卒専門就職サイト「Re就活」並びに合同説明会「Re就活のイベント」、また新卒・第2新卒・若手社会人を中心とした「人材紹介事業」を収益の柱に育てるべく人材、資金等を集中的に投入していく方針であり、さらなる関連商品を開発していく予定です。また、採用にまつわる募集から入社後の戦力化までをトータルに実現するサービス体制を構築するべく外部企業との提携等も積極的に進め、手薄であった商品分野の強化を図り、新たな顧客との接点を増やすことにより販売機会の創出を実現し、売上拡大を図ってまいります。併せまして、当社の関東地区における売上規模がまだ小さいことから、成長余地が十分に見込めると判断し、関東圏での営業体制の拡充を図り販売力強化に注力してまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、会社の意思決定機関である取締役会の活性化並びに経営陣に対する監視と、不正を防止する仕組みが企業統治であるとの考えを基本としております。

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役は4名で、うち3名は社外監査役です。社外監査役と当社との間に人的、資本的關係又は取引關係、その他利害關係はありません。

経営環境の変化に即応するため、毎月開催する定例の取締役会に加え、緊急を要する場合には、臨時取締役会を開催し、議論・審議にあっております。

また、業務執行の迅速化と各部署が抱える問題点を把握し速やかに対処するため、取締役・監査役及び全国の部署責任者による週間全事業会議をテレビ会議システムを通じて毎週開催すると共に、月1回は全員が一同に会社本社にて月間全事業会議を開催しております。

監査役（常勤）は常に取締役会及び週間全事業会議、月間全事業会議に出席し、適宜、意見の表明を行うとともに、内部監査担当者との連携を密にし、監査の実効性を高めております。

3．本プランの概要

(1) 目的

当社は、大規模買付行為に対する当社株式の売却や、大規模買付者に対して当社の経営を委ねること等の適否に関する最終的なご判断は、基本的には、株主の皆様のご意思に委ねられるべきものであると考えております。

平成19年10月31日現在の当社の株式の状況は、別紙1に記載のとおり、現経営陣による安定した保有状況となっており、当社役員およびその関係者並びに当社社員持株会（以下「当社役員等」といいます。）が当社発行済株式総数の47.16%（総株主の議決権数に対する割合50.57%）を保有しております。

一方で、当社は就職情報事業での競争力や商品力の強化に努めるべく、「人材紹介事業」への人的・資金的投入や採用にまつわる募集から入社後の戦力化までをトータルに実現するサービス体制を構築するための外部企業との提携等を図ってゆく所存です。

現在、具体的な予定はありませんが、中長期的な事業領域の拡大や投資等に伴う資金調達的手段として、自己資本の充実のための資本市場における資金調達もひとつの選択肢として考えられますが、仮にこれを実施する場合には当社役員等の持株比率がさらに低下する可能性もあります。その他、今後他社と業務資本提携を行う等の事由で株主構成が変化する可能性も否定はできませんし、役員の異動等によって持株比率が低下する可能性もあり、また、当社は上場会社であることから、大株主である役員等が各々の事情に基づき株式の譲渡その他の処分をすることによって、現在の安定的な株主構成を維持できない事態も起こり得るものと考えております。

当社は、大規模買付行為に応じるか否かのご判断を株主の皆様適切に行って頂くためには、大規模買付者から株主の皆様適切な情報が提供されることが不可欠であるとともに、当社の経営を担う当社取締役会の大規模買付行為に対する評価・意見・代替案を踏まえて頂くことによって、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かをより適切に判断することが可能になるものと考えております。

当社取締役会は、大規模買付行為に関して必要かつ十分な情報と時間の確保を大規模買付者に対して求めたうえで、株主の皆様が適切にご判断されること、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する賛否の意見、又は大規模買付者による大規模買付行為完了後の経営方針や事業計画等に対する当社の代替案を株主の皆様に対してご提示させて頂くこと、或いは、株主の皆様のために大規模買付者との交渉が場合によっては必要であるとの結論に至りました。このような考え方のもとで、当社は本プランの導入を決定いたしました。

なお、現時点において、当社株式に対する具体的な大規模買付行為に関する提案の事実およびその兆候があるとの認識はございません。

また、平成19年10月31日現在における当社の大株主については、別紙1「当社の株式の状況」のとおりです。

(2) 手続の設定

本プランは、下記4.(1)に定義される当社株券等の20%以上の買付け若しくはこれに類似する行為又はその提案が行われる場合に、大規模買付者に対し事前の情報提供を求める等、上記(1)の目的を実現するために必要な手続を定めております。(詳細については下記「4.本プランの内容」をご参照下さい。)

大規模買付者が本プランを遵守して、大規模買付行為を行おうとする場合は、下記「4.本プランの内容」(3)で定義される「取締役会評価期間」中は、大規模買付行為は禁止されます。

(3) 特別委員会の利用等

本プランに従った対抗措置の発動又は不発動等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される「特別委員会」の客観的な判断を最大限に尊重することとします。

(4) 対抗措置の発動

大規模買付者が本プランにおいて定められた手続を遵守せずに、当社株券等の買付け等を行う場合で、当社の企業価値・株主共同の利益に対して明白に侵害をもたらすおそれがあると判断せざるを得ない場合等には、下記4.(4)に定義される対抗措置を発動します。

大規模買付者が本プランにおいて定められた手続を遵守した場合でも、大規模買付行為が下記4.(4)に定義されるような場合は、下記4.(4)に定義される対抗措置を発動することがあります。

本プランに従って、対抗措置として新株予約権の無償割当てが当社取締役会により決議された場合、当該新株予約権の権利行使又は当社による取得に伴って、買付者等以外の株主の皆様当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

4. 本プランの内容

(1) 対象となる大規模買付行為

大規模買付行為とは、次のいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め同意した行為は除かれます。）若しくはその可能性のある行為とし、当該行為者を「大規模買付者」といいます。

当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）

当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる買付けその他の取得（注7）

上記又はに規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本において同じといたします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者（注8）に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注9）を樹立する行為。（注10）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りします。）

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等を行います。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合を行います。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当社の特定の株主との間で本件に係るアドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人（以下「契約金融機関等」といいます。）は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注3）売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

（注4）金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を行います。以下本において同じとします。

（注5）金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合を行います。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注6）金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者を行います。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注7）買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第2項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

（注8）金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を行います。以下同じとします。

（注9）「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

（注10）上記所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(2) 意向表明書の提出及び情報提供の要求

大規模買付行為を開始または実行しようとする大規模買付者は、事前に当社取締役会に対し、本プランに従う旨の「意向表明書」をご提出して頂きます。なお、意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示して頂きます。

当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社取締役会に対して、当初提供して頂く「情報提供リスト」を大規模買付者に交付します。当該情報の具体的内容は、大規模買付者の属性又は大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては下記のとおりです。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から受領した意向表明書や情報提供リストに係る回答などを、速やかにこれを特別委員会に提供するものとします。特別委員会は、意向表明書や情報提供リストに係る回答に記載された内容が不十分であり、追加的な情報提供が必要であると判断した場合には、回答期限を定めた上で、買付者等に対して自ら又は当社取締役会を通じて必要な情報を追加的に提出するよう書面にて求めることがあります。

大規模買付者から意向表明書や情報提供リストに係る回答並びに特別委員会からの要求により追加的に提出された必要な情報に係る回答（以下、総称して「大規模買付情報」といいます。）を受領した場合、当社取締役会は、特別委員会に諮問した上で、大規模買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当該大規模買付者に交付することとし、当該書面の交付後に、当該書面を交付した事実並びに交付日を開示いたします。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報について、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

また、特別委員会は、大規模買付者が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと判断できる場合には、引き続き大規模買付情報の提出を求めて大規模買付者と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除いて、原則として、当社取締役会に対して対抗措置を発動することを勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限に尊重して、対抗措置を発動する場合があります。

記

[提供対象となる情報の項目]

- a. 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者（*1）、特別関係者及び組合員その他の構成員（ファンドの場合）を含む。）の詳細。（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、（国内）連絡先、資本構成、財務内容等を含む。）
（*1）金融商品取引法及び会社法で定義される共同保有者。
（*2）大規模買付者及びそのグループが自然人である場合は、勤務先の住所及び電話番号、主たる職歴（勤務ないし職務に従事した法人又はその他の団体の主たる業務及び住所、各職務の始期及び終期を含む）、年齢及び国籍を記載。
- b. 大規模買付者及びそのグループそれぞれが保有する当社の全ての有価証券、過去180日間において大規模買付者及びそのグループそれぞれが行った当社所有証券に係る全ての取引（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含む。）及び当社所有証券に関して各開示者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものを含み、また履行可能性の有無を問わない。）の内容。
- c. 大規模買付行為の目的、方法及び内容。（買付けの対価及び対価の種類、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、二段階買付けの可能性と予定している場合の内容、買付けの実現可能性等を含む。）
- d. 当社の有価証券を取得した後、第三者に譲渡すること等を目的とする場合は、当該第三者の概要（上記に準じた内容）及び大規模買付者及びそのグループとの関係、並びに当該第三者が当社所有証券を譲受ける目的及び譲受け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策並びに配当政策と当社及び当社グループのお客様、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針並びに具体的施策。
- e. 買付資金等の裏付け。（当該資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- f. 買付等の価格の算定根拠。（算定的前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含む。）
- g. 大規模買付行為完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策。
- h. 大規模買付行為完了後の当社及び当社グループのお客様、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針並びに具体的施策。
- i. 大規模買付行為完了後の当社グループの経営において必要な許認可の維持の可能性および各種法令等の規制遵守の可能性。
- j. 大規模買付行為に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性。
- k. その他、特別委員会が合理的に必要と判断する情報。

(3) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉及び代替案の検討

取締役会における評価検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供を完了した後、大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日、その他の大規模買付行為の場合には90日を、当社取締役会による評価検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。

取締役会評価期間中、当社取締役会は特別委員会及び外部専門家等の勧告・助言等を得ながら、大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取り纏め、当該時点において適用ある法令等及び証券取引所規則に基づいて適時適切に公表いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。この場合についても、当該時点において適用ある法令等及び証券取引所規則に基づいて適時適切に公表いたします。

特別委員会の設置及び利用

当社は、本プランが適正に運用されること、ならびに当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える方策を取る場合において、その判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置いたします。

特別委員会は当社取締役会によって設置され、委員は3名以上で構成されることとします。特別委員の選任については、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外監査役または社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任するものとします。

当社取締役会は、特別委員会の組成にあたり、以下の権限等を特別委員会に付与し、大規模買付者から提供される情報が必要かつ十分であるか否か、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するか否か及び対抗措置を採るか否か、本プランの修正又は変更等の検討および判断について、当社取締役会の恣意性を排除するために、特別委員会に諮問することとします。

[特別委員会の権限等]

1. 取締役会に対して、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点から勧告等を行うものとする。
2. 大規模買付者に対し、前記(2)に定める意向表明書や情報提供リストに係る回答の記載内容が不十分であると判断した場合は、情報の追加提出を求めることができる。
3. 大規模買付者から前記(2)に定める大規模買付情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、意見及びその根拠資料、代替案、その他適宜必要と判断する情報、資料等の提示を要求できる。
4. 必要な情報収集のため、当社取締役、監査役、従業員、その他必要と判断する者の出席を当社取締役会に要求し、意見又は説明を求めることができる。
5. 職務を遂行するにあたり、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士等)の助言を得ることができる。

特別委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について評価・検討し、特別委員会としての意見を慎重に取り纏め、当社取締役会に対して勧告します。

当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置の発動又は不発動等その他必要な決議を行うものとします。

なお、本プラン導入時における特別委員会の委員の氏名および略歴は別紙2のとおりです。

株主に対する情報開示

当社は、大規模買付者が出現した事実、大規模買付者から意向表明書が提出された事実、評価・検討が開始された事実、当社取締役会が特別委員会に代替案を提示した事実など及び大規模買付情報の概要その他の情報のうち、当社取締役会及び特別委員会等が、適切と判断する事項について、適切であると判断する時点で株主の皆様に対して開示を行うものとしたします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合には、大規模買付者の買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益の保護及び確保することを目的として、新株等の発行や新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置（以下、「対抗措置」といいます。）の発動を決定する場合があります。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、並びに対抗措置の発動又は不発動の是非については、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限に尊重して、当社取締役会が決定します。具体的な手段については、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は下記(5)に記載のものとしたしますが、これに限定するものではありません。

なお、対抗措置を発動した場合であっても、以下のような場合、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。

i. 大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合

- ・ 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でない判断される状況に至った場合

この場合、特別委員会は当社取締役会の諮問に基いて当該措置を維持することの是非について検討し、これを当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限に尊重するものとします。特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でない判断するに至った場合には、当社取締役会はその決議により、発動した対抗措置を中止又は撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として、当社は対抗措置は不発動といたします。この場合には、大規模買付者からの大規模買付提案に応諾するか否かは、当社株主の皆様において、大規模買付提案及び当社が提示する大規模買付提案に対する評価・意見・代替案をご考慮の上、ご判断して頂くこととなります。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であったとしても、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断せざるを得ない場合には、当社取締役会は特別委員会への諮問・特別委員会からの勧告を経て、企業価値及び株主共同の利益の保護ないし確保を目的として対抗措置を発動することがあります。

具体的には、大規模買付行為が次のいずれかに該当すると認められる場合には、企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると考えております。

記

- a. 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- b. 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- c. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- d. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- e. 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- f. 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- g. 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑みて、著しく不十分又は不適当な内容である場合
- h. 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係、又は当社の社会的信用等の著しい毀損により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- i. 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

この場合においても、前記と同様に、対抗措置を発動した場合であっても、次のような場合、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。

- ・ 大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合
- ・ 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合

この場合、特別委員会は当社取締役会の諮問に基いて当該措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限に尊重するものとし、上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないとして判断するに至った場合には、当社取締役会はその決議により、発動した対抗措置を中止又は撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づいて、対抗措置として実施する場合の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。
(本新株予約権の詳細については、別紙3「本新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。)

本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに係る当社取締役会決議(以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において、別途定める割当期日(以下、「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)の1倍に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主(当社を除く)に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、無償で割り当てます。

本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式の数(以下、「対象株式数」といいます。)は、別途調整がない限り1株とします。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間(終値のない日を除きます。)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値(気配表示を含みます。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記 . の規定に基づいて当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

本新株予約権の行使条件

()前記4.(1)に定義される大規模買付者、もしくは()大規模買付者に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者(以下、総称して「非適格者」といいます。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使において所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記 . のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については別紙3「本新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。)

本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

当社による本新株予約権の取得

- i. 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- . 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。
- . 当社は、以上に加え、本新株予約権の無償割当て決議において、別途本新株予約権の取得に関する事項(非適格者からの本新株予約権の取得に関する事項を含みます。)を定める場合があります。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙3「本新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

(6) 本プランの導入手続

本プランの導入については、以下のとおり、第30期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

当社定款第15条に、下記の規定を新設する定款変更議案を、第30期定時株主総会に付議し、決議されました。

変更後の当社定款第15条の規定に基づき、本定時株主総会における決議により、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただきます。

記

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第15条

当社は、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

(7) 本プランの有効期間、廃止及び変更

当社第30期定時株主総会の決議による、本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下、「有効期間」といいます。）は、第30期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、以下の場合は本プランは当該時点で廃止されるものとします。

当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合。

当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、第30期定時株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関連する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、係る新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、特別委員会に諮問した上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

5. 株主の皆様等への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様と与える影響

本プランの導入時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任して頂いているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様と与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。

仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

ただし、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は特別委員会の勧告を最大限に尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動等により相応の経済的損害を被る可能性があります。

(3)本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれては、割当期日に間に合うよう、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明・保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の権利行使期間内にかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

当社による新株予約権の取得の手続

当社は、前記4.(5)に記載のとおり、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社普通株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社普通株式を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明・保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出頂くことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について定められる場合には、当社は、かかる定めに従った措置を講じることがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

6. 本プランの合理性

買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様にご判断して頂くために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同利益の確保・向上の目的により導入されるものです。

株主の合理的意思に依拠したものであること

前記4.(6)に記載のとおり、本プランは、当社株主総会において、本プランに係る委任決議がなされることにより導入されます。

また、前記4.(7)に記載のとおり、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項が付されており、かつ、当該有効期間満了の前であっても、当社株主総会において上述の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなりますので、本プランの存続の適否については、株主の皆様のご意向を反映したものとなっております。

独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの運用並びに対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置する予定です。なお、特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外監査役または社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務・当社の業務領域に精通する者、他社の取締役又は執行役として経験のある社外者、又はこれらに準ずる者）の中から選任されるものとしております。

合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、前記4.(4)に記載の通り、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

前記4.(7)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止する可能性がありますので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

[別紙1]

当社の株式の状況

平成19年10月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
中井 清和	1,643,400	10.56
株式会社清和ホールディングス	1,500,000	9.64
茶野 光史	936,900	6.02
北野 信雄	758,500	4.87
茶野 直美	641,200	4.12
学情社員持株会	637,800	4.10
北野 明子	600,000	3.86
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	398,500	2.56
バンク オブ ニューヨーク ジーシー エム クライアント アカ운ツ イー エルアールジー	390,733	2.51
中井 洋子	319,200	2.05

(注)上記のほか、当社が自己株式1,048,300株を保有しております。

(特別委員 略歴)

氏名：山田 定信

生年月日：昭和9年2月1日

[略歴]

昭和31年 5月 朝日放送株式会社 入社

平成11年 6月 同 常務取締役

平成13年 6月 同 常勤顧問

平成15年 6月 同 顧問(現任)

平成19年 1月 当社社外監査役(現任)

山田定信氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

氏名：岩井 伸太郎

生年月日：昭和29年1月18日

[略歴]

昭和54年 10月 等松・青木監査法人(現監査法人トーマツ)入社

昭和61年 2月 公認会計士岩井伸太郎事務所開業(現任)

平成元年 6月 フジ住宅株式会社 監査役(現任)

平成2年 9月 北斗監査法人(現仰星監査法人)代表社員(現任)

なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

氏名：丑野 正仁

生年月日：昭和31年4月8日

[略歴]

平成9年 4月 弁護士登録(大阪弁護士会)

平成9年 4月 田中義信法律事務所 入所

平成13年 12月 田中義信法律事務所 退所

平成14年 1月 うしの法律事務所 開設

なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

新株予約権無償割当ての要項

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別に又は総称して「本新株予約権」という。）の内容は下記2.に記載されるところに基づくものとし、本新株予約権の数は、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下、「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）の1倍に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

2. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

1) 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である当社株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

2) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生の翌日以降、これを適用する。

3) 上記1)に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を除く。）変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1) 本新株予約権の行使に際して行う出資の目的は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下、「行使価格」という。下記2）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。

2) 行使価格は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(7)2)の規定に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(4) 本新株予約権の行使条件

- 1) 大規模買付者、もしくは大規模買付者に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者（以下、総称して「非適格者」という。）は、本新株予約権を行使することができない。なお、大規模買付者は以下に定義される大規模買付行為若しくはその可能性のある行為を行う者をいう。
- 当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）
- 当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる買付けその他の取得（注7）
- 上記 又は に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本 において同じといたします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者（注8）に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注9）を樹立する行為。（注10）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り、）
- （注1）金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じとする。
- （注2）金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいう。以下同じとするが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当社の特定の株主との間で本件に係るアドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人（以下、「契約金融機関等」といいます。）は、当社の特定の株主の共同保有者とみなす。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとする。
- （注3）売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含む。
- （注4）金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本 において同じとする。
- （注5）金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいう。以下同じとする。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとする。
- （注6）金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなす。以下別段の定めがない限り同じとする。
- （注7）買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第2項に規定される有償の譲受けに類するものを含む。
- （注8）金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいう。以下同じとする。
- （注9）「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。
- （注10）上記 所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとする。なお、当社取締役会は、当該 の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがある。

2) 1) にかかわらず、次の 乃至 の各号に記載される者は、大規模買付者に該当しないものとする。

当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）又は当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）

当社を支配する意図がなく上記1) に記載する要件に該当することになった者である旨を当社取締役会が認めた者であつて、かつ、上記1) の大規模買付者に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより該当しなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、大規模買付者に該当することになった者である旨を当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者

3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し、 所定の手続の履行もしくは 所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は その双方（以下、「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には本新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

4) 上記3) にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、 自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ その保有する本新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記 及び を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

5) 本新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び本新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

6) 本新株予約権を有する者が本(4)の規定により、本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める額とする。

(6) 本新株予約権の譲渡

1) 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

2) 本新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であつて、上記(4)3) 及び4) の規定により本新株予約権を行使することができない者（非適格者を除く。）であるときは、当社取締役会は、次の事由等を勘案して上記1) の承認をするか否かを決定する。

当該管轄地域に所在する者による本新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書（下記 乃至 に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。）が提出されているか否か

譲渡人及び譲受人が非適格者に該当しないことが明らかであるか否か

譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受けしようとしている者でないことが明らかであるか否か

譲受人が非適格者のために譲渡しようとしている者でないことが明らかであるか否か

- (7) 当社による本新株予約権の取得
- 1) 当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。
 - 3) 当社は、以上に加え、本新株予約権の無償割当決議において、別途本新株予約権の取得に関する事項（非適格者からの本新株予約権の取得に関する事項を含みます。）を定めることができる。
- (8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の本新株予約権の交付及びその条件
本新株予約権無償割当決議において別途決定する。
- (9) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。
- (10) 法令の改正等による修正
上記で引用する法令の規定は、平成19年12月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。
3. その他
その他必要な事項については、新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定めるものとする。

以上

特別委員会運営規則

第1条（目的）

本規則は、当社が平成19年12月12日の取締役会決議に基づいて公表した「会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」中に定める大規模買付行為を対象とする対応策（以下、「本プラン」という。）の運用及び対抗措置の発動に関し、特別委員会が依るべき手続及び判断基準を定めることを目的とする。なお、本規則において用いられる用語は、別途定義される場合を除き、本対応策において用いられる用語と同じ意味を有するものとする。

第2条（特別委員会の設置）

当社は、大規模買付行為に関する取締役会の判断及び対応の客観性、公正性及び合理性を担保するため、取締役会の諮問機関として特別委員会を設置する。

第3条（特別委員会の構成等）

1. 特別委員会を構成する委員（以下、「特別委員」という。）は、3名以上とする。
2. 特別委員は、当社の業務執行を行う取締役会から独立し、当社及び取締役会との間に特別の利害関係を有していない社外監査役または社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等またはこれらに準ずる者を含む。）の中から取締役会が選任する。選任にあたっては、特別委員の役割に鑑み、企業経営に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案する。
3. 当社は、特別委員との間で、委任契約書を締結するものとする。
4. 当社は、必要に応じ、当社の判断により、委員の氏名及び社外における役職名等の情報を公表することができるものとする。

第4条（特別委員の任期）

1. 特別委員の任期は、取締役会がその者を特別委員に選任しその者が特別委員への就任を承諾した日から、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとし、再任を認めるものとする。
2. 大規模買付者が当社に対し買付意向表明書を提出し、又は特別委員会が第10条第1項各号に規定される検討を開始した後、取締役会評価期間が終了するまでの間に、前項に定める任期が満了する場合において、当社が任期を満了する特別委員に対し特別委員として再任することを申し出たときは、当該特別委員は、委任契約書において特段の合意がなされた場合を除き、特別委員への再任を拒めない。
3. 前項に基づく再任の場合、当該再任された特別委員は、大規模買付者による大規模買付行為が終了したとき又は取締役会が対抗措置を発動し、その実行が終了したときのいずれか遅いときにおいて、特別委員を辞任することができるものとし、辞任の申し出がない場合には、当該特別委員の任期は、その後最初に開催される定時株主総会終了後の最初の取締役会の終結時までとする。
4. 取締役会が本対応策を廃止する旨の決議をした場合、特別委員の任期は、本対応策の廃止と同時に終了する。

第5条（特別委員の解任）

取締役会は、以下の事由が生じた場合、特別委員を解任することができる。

- (1) 特別委員が、重度の身体又は精神の障害その他の事由により、当社の特別委員としての業務を遂行できないものと合理的に判断される場合
- (2) 特別委員が、特定株主グループ（議決権割合が20%以上のものに限る。以下、同じ。）に含まれる者又は特定株主グループに含まれる者になるうとする者との間に、客観的かつ中立的な立場から勧告を行うことが困難であると合理的に判断される関係を有していることを取締役会が認識した場合
- (3) 特別委員に法令、本対応策、本規則又は委任契約の違反又は不履行があった場合
- (4) 特別委員が第3条第2項第前段に定める者ではなくなった場合

第6条（報酬及び費用）

1. 当社は、特別委員に対し、合理的な金額の報酬を支払うことができる。
2. 当社は、特別委員に対し、特別委員がその職務を遂行するために負担すべき合理的な金額の費用を支払う。

第7条（善管注意義務）

1. 特別委員は、善良な管理者の注意をもって、忠実にその職務を遂行する。
2. 特別委員は、その職務を遂行するために必要となる当社の経営状況について、四半期に1回以上、当社の取締役からその報告を受けるものとする。

第8条（特別委員会の開催）

特別委員会は、本規則に従い、必要に応じて随時開催する。

第9条（特別委員会の招集）

1. 特別委員会は、代表取締役又は各特別委員が招集する。
2. 特別委員会の招集は、書面、電磁的方法又は口頭による通知その他適当な方法により行う。
3. 特別委員会は、本社においてこれを開催する。但し、必要がある場合は、他の場所で開催することができる。

第10条（特別委員会の権能）

1. 特別委員会は、取締役会が特別委員会に諮問する、以下に規定する事項につき検討、審議を行い、取締役会に対して勧告を行う。取締役会は当該勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。
 - (1) 当社株式について大規模買付が行われる場合に、当社株主の適切な判断及び取締役会としての評価・意見形成・代替案の提示のために必要かつ十分な情報が大規模買付者から提供されているか否かについての勧告、並びに大規模買付者から必要かつ十分な情報が提供されていないときは、追加で一定の期限内に提供を求めるべき情報についての勧告
 - (2) 本プランに定める手続きが遵守された場合において、対抗措置を講じるか否かについての勧告
 - (3) 本プランに定める手続きが遵守されていない場合において、対抗措置を講じるか否かについての勧告
 - (4) 前2号の場合において、取締役会の講じる対抗措置が手段として相当か否かについての勧告
 - (5) 対抗措置を発動する手続きを開始した後において、当該対抗措置の発動を維持することが相当か否かについての勧告
 - (6) 対抗措置の発動を株主総会に諮るか否かについての勧告
 - (7) その他、上記に関連する事項に関わる勧告
2. 特別委員会における前項の検討及び審議は特別委員のみで行い、取締役は検討又は審議の場に同席しない。但し、特別委員会は、その検討及び審議に必要な情報を収集するために、取締役、従業員等又は監査役を出席させることができる。
3. 特別委員会は、取締役、従業員等又は監査役に対し、その検討及び審議に必要な当社に関する資料の提供を求めることができる。
4. 特別委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）から、その検討及び審議に必要な専門的な助言を得ることができる。

第11条（特別委員会の勧告）

1. 特別委員会の勧告の内容については、原則として特別委員会の委員全員が出席する（会議電話及びテレビ電話による出席を含む。）委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。
2. 特別委員会は、勧告内容を決定するに当たっては、別紙記載の対抗措置の発動の基準に従うものとする。
3. 特別委員会の勧告は、書面により行うものとする。
4. 前項の書面には、決議された結論及びかかる結論に至った理由の要旨を記載する。また、各特別委員は、同書面に、自らの意見（第1項の方法により決議された結論に沿うものか否かを問わない。）を記載することができる。
5. 当社は、必要に応じ、当社の判断により、特別委員会の勧告を記載した書面の全部又は一部を公表することができるものとする。

第12条（議事録）

特別委員会の議事については、事務局が議事録を作成する。

第13条（事務局）

特別委員会の事務局は、管理部に置く。

第14条（規則の改廃）

本規則の改廃は、取締役会の決議をもって行う。

以上

4【事業等のリスク】

当社の事業その他に関するリスクについて、重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項及び当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項を以下に記載しております。なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 事業の特徴について

当社は就職情報事業及びその他を行っております。

当社は就職情報事業として、合同企業説明会（当社商品名「就職博」）の企画及び運営、就職情報誌等の媒体の発行、就職・転職サイト（当社商品名「学情ナビ」・「モバ就」及び「Re就活」・「はじめての転職」）の運営のほか、顧客が採用活動の一環として使用するダイレクトメールの制作・発送代行並びに電話代行等のアウトソーシング業務等を行っております。その中でも、合同企業説明会につきましては、動員学生数・参加企業数及び開催回数等の実績で業界のトップ・クラスにあり、平成21年10月期における当社の売上高の37.8%を占める主力商品であります。

当社では、今後とも、合同企業説明会を中心とする就職情報事業の顧客基盤の拡大を図るとともに、顧客ニーズの商品への反映や高付加価値商品の育成に積極的に取り組み、競争力の維持・向上に努める方針であります。就職情報業界における競争のさらなる激化、価格競争や競合企業による新商品の開発等が当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

またその他として、SP（セールスプロモーション）と呼ばれる企業の販売促進ツールの企画・制作、マスメディア4媒体（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌）広告の企画・制作及び取次ぎ、企業ホームページの企画・制作等を行っております。これらは、就職情報事業で開拓した顧客等との取引の中から付随して発生しているケースが多いことから、景気動向等の外部環境に加え、当社の就職情報事業の動向から影響を受ける可能性があります。

最近2事業年度の事業の種類別の売上高は以下のとおりであります。

事業の種類別の名称	第31期 自平成19年11月1日 至平成20年10月31日		第32期 自平成20年11月1日 至平成21年10月31日	
	金額（千円）	構成比（％）	金額（千円）	構成比（％）
就職情報事業	3,730,898	91.5	1,912,727	91.2
新卒採用集合品 （就職博）	2,184,271 (1,697,224)	53.6 (41.6)	1,151,426 (793,191)	54.9 (37.8)
新卒採用個別品	758,066	18.6	557,236	26.6
中途採用商品	788,559	19.3	204,065	9.7
その他	348,791	8.5	185,705	8.8
合計	4,079,689	100.0	2,098,432	100.0

- (注) 1. 上記金額に消費税等は含んでおりません。
2. () 内の数値は内数を記載しております。

(2) 事業環境について

当社の就職情報事業は新規学卒者定期採用向け商品が中心であり、これらの商品は平成21年10月期における当社の売上高の91.2%を占め、その多くは大学卒者の定期新規採用向けのものであります。

就職情報業界に対する需要は求職者と求人者の需給関係による影響を受けます。パートやアルバイトの増加等に見られる雇用形態の変化、通年採用や中途採用等の採用方法の多様化、少子化の進展、大学進学率の変化、景気変動に伴う企業の採用動向等のさまざまな要因により上記の需給関係は変動しますが、その結果、当社の事業活動や業績に影響が及び可能性があります。

(3) 個人情報の管理について

当社は、事業の性格上、就職活動を行う新規学卒者及び第2新卒者の住所、氏名、連絡先等の収集を必要としますが、当社ではこれらの個人情報等を企画部情報システムチームにて厳重に管理しております。

当社は個人情報の収集とその利用に対する公的規制及び社会の関心の高さに対応し、取引先、大学就職部担当職員等の関係者、学生の各方面からの信頼性を一層高め、質の高いサービスを提供するため、経済産業省の外郭団体である「財団法人日本情報処理開発協会」が付与する「プライバシーマーク」の認定を平成10年より受けております。当社は就職情報業界において「プライバシーマーク」が認定された第1号であり、厳しい審査基準を維持できるように「個人情報」の保持・管理に関して全社を挙げて取り組んでおります。

当社では上記のとおり、個人情報等の管理について細心の注意を心掛けておりますが、当社において何らかの理由により個人情報等の漏洩が生じた場合には、当社の顧客等に対する信頼の著しい低下等により、当社の事業展開に影響が及び可能性があります。

(4) 業績の季節的変動について

当社の主要事業である就職情報事業、その中でも、新規学卒者定期採用向けの商品については、企業の新規学卒者採用活動が活発に行われる11月から5月頃に売上が集中するため、当社の売上高は上半期に偏重する傾向があります。また、営業費用は売上高ほど上半期に集中しないため、利益の偏重はより顕著になる傾向があります。

最近2事業年度の上半期及び下半期の売上高と構成比は以下のとおりであります。

	第31期 自平成19年11月1日 至平成20年10月31日			第32期 自平成20年11月1日 至平成21年10月31日		
	上半期	下半期	通期	上半期	下半期	通期
売上高(千円)	2,361,455	1,718,234	4,079,689	1,295,436	802,996	2,098,432
構成比(%)	57.9	42.1	100.0	61.7	38.3	100.0
売上総利益(千円)	1,383,634	966,995	2,350,630	694,983	376,850	1,071,833
構成比(%)	58.9	41.1	100.0	64.8	35.2	100.0
営業利益又は営業損失 () (千円)	567,897	80,657	648,554	37,280	271,796	309,076
構成比(%)	87.6	12.4	100.0	12.1	87.9	100.0
経常利益又は経常損失 () (千円)	554,847	98,460	653,307	618	234,379	234,997
構成比(%)	84.9	15.1	100.0	0.3	99.7	100.0

(注) 売上高に消費税等は含んでおりません。

(5) 法的規制等について

(1) 就職問題懇談会の申合せ及び日本経済団体連合会の倫理憲章等について

当社の就職情報事業は、現在のところ直接の法的規制等は受けておりませんが、国公立の大学、短期大学及び高等専門学校で構成する就職問題懇談会による「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者にかかる就職について」の申合せ、日本経済団体連合会による「新規学卒者の採用・選考に関する企業の倫理憲章」等、学校や企業の団体による申合せ等は、当社が事業活動を行う上で考慮すべき事項であると考えております。また、当社を含む就職情報事業主要企業11社が加盟する「日本就職情報出版懇話会」では、大学就職関係担当者等との協議等を通年で行っており、加盟各社は上記の申合せ等を尊重した上での情報提供を行うことを遵守しております。

これまでに、法的規制や上記の申合せ等の変化が当社の事業活動に大きな影響を与えた事実はありませんが、今後、これらが大きく変化した場合には当社の業績に影響が及び可能性があります。

(2) 許認可事業について

当社は、有料職業紹介事業及び労働者派遣事業を展開しており、職業安定法第30条第1項及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条1項の許可を厚生労働大臣より受けております。

職業安定法 厚生労働大臣許可 27 - コ - 020148

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律

厚生労働大臣許可 般27 - 020410

職業安定法に基づく厚生労働大臣許可の有効期限は平成23年5月31日までであり、その更新についての障害は現状においては、認識しておりません。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に基づく厚生労働大臣許可の有効期限は平成22年7月31日であり、その更新についての障害は、現状においては、認識しておりません。

今後、これらの関係法規が改廃された場合や新たな法的規制が設けられた場合には、当社の事業に影響を受ける可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりまして、必要と思われる見積りは、合理的な基準に基づいて実施しております。

(2) 財政状態の分析

財政状態及び流動性

当事業年度における当社の総資産を項目別に概略を述べますと、流動資産につきましては、投資有価証券及び自己株式の取得に伴う現金預金減少等により28億28百万円（前期比34.7%減）となりました。固定資産につきましては投資有価証券の新規取得等により26億4百万円（同25.3%増）となりました。以上の結果、総資産は54億32百万円（同15.3%減）となりました。

負債につきましては、長期未払金及び賞与引当金の減少等により、負債合計は5億25百万円（同34.5%減）となりました。

純資産につきましては、当期純損失の発生並びに自己株式の取得等より49億7百万円（同12.5%減）となり、この結果、自己資本比率は前期末に比べ2.8ポイント上昇し90.3%となりました。

キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2.事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

[キャッシュ・フローの参考資料]

	平成19年10月期	平成20年10月期	平成21年10月期
自己資本比率（％）	86.7	87.5	90.3
時価ベースの自己資本比率（％）	108.8	80.3	70.8
インタレスト・カバレッジ・レシオ（倍）	-	24,899.1	-

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い

(注) 1. 株式時価総額は期末株価終値×期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。

2. 平成19年10月期及び平成21年10月期のインタレスト・カバレッジ・レシオについては、利払いが存在しないため記載しておりません。

3. 有利子負債がないため、債務償還年数については記載しておりません。

(3) 経営成績の分析

売上高

当事業年度における売上高は、20億98百万円と前期比48.6%の減少となりました。景気の悪化に伴い、有効求人倍率が平成16年以来の低水準に落ち込むなど、各企業の求人意欲が急激に減退したことにより、同業他社との競合が厳しさを増し、当社の主たる事業である就職情報事業の売上高が前期比48.7%の減少となったことが主因です。

売上原価、販売費及び一般管理費

当事業年度における売上原価は、10億26百万円と前期比40.6%の減少となりました。就職情報事業の中で特に就職博の告知費用の減少が主要因です。

販売費及び一般管理費は、13億80百万円と前期比18.9%の減少となりました。人件費及び販売促進費の減少が主要因です。

営業利益、経常利益、当期純利益

以上の結果、営業損失は3億9百万円となり、また、営業外損益において本社ビルのテナント収入等が寄与し、経常損失は2億34百万円となりました。

また、当期純損失は2億80百万円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、当事業年度において、自社利用のソフトウェアを中心に37百万円の設備投資を行いました。

2【主要な設備の状況】

当社における、主要な設備は以下のとおりであります。

平成21年10月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別 の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (大阪市北区)	就職情報事業	販売業務・管理 施設	452,913	526,457 (364.51)	23,636	1,003,006	77 (3)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、機械及び装置、工具、器具及び備品であります。
2. 上記以外に営業所建物等を賃借しており、年間賃借料は、101,130千円であります。
3. 従業員数の()は、パート・嘱託社員・契約社員数を外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等の計画

事業所名	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完了後の増 加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完成予定	
セミナーハウス (仮称)	土地・建物	2,600,000	-	自己資金	注2	注2	注1

- (注) 1. 営業基盤の強化、新規顧客拡大のための投資であります。
2. 平成17年9月16日の東京証券取引所の上場之际、公募増資で得た資金については、設備投資資金として活用する計画であり、選定中でありましたが、経済環境等の変化により不動産価格が当初予定価格より値上がりしており、適当な物件が見つかっておりません。
したがって、不動産価格が当初購入予定金額までに沈静化するまで購入を凍結することといたしました。
なお、設備資金として、調達いたしました金額につきましては、投資案件が決定するまで安全性の高い定期預金及び投資有価証券等で運用いたします。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,240,000
計	50,240,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成21年10月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年1月25日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	15,560,000	15,560,000	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	15,560,000	15,560,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高(千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成17年9月16日 (注1)	250	3,890	845,250	1,264,650	845,050	1,052,450
平成17年9月20日 (注2)	-	3,890	235,350	1,500,000	235,350	817,100
平成17年12月20日 (注3)	3,890	7,780	-	1,500,000	-	817,100
平成18年11月1日 (注4)	7,780	15,560	-	1,500,000	-	817,100

(注)1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行株数 250,000株
発行価格 6,761.20円
資本組入額 3,381円
払込金総額 1,690,300千円

2. 資本準備金の資本組入れ

資本組入額 235,350千円

3. 株式分割

1株を2株に分割

4. 株式分割

1株を2株に分割

(5) 【所有者別状況】

平成21年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	28	22	39	21	6	3,480	3,596	-
所有株式数(単元)	-	10,343	974	23,373	6,231	26	114,637	155,584	1,600
所有株式数の割合(%)	-	6.64	0.63	15.02	4.00	0.02	73.69	100.00	-

(注) 自己株式2,830,041株は、「個人その他」に28,300単元及び「単元未満株式の状況」に41株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

平成21年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
中井 清和	堺市南区	1,673	10.76
株式会社清和ホールディングス	堺市南区新檜尾台1-16-10	1,500	9.64
茶野 光史	大阪府池田市	843	5.42
北野 信雄	大阪府八尾市	774	4.98
学情社員持株会	大阪市北区梅田2-5-10	675	4.34
茶野 直美	大阪府池田市	641	4.12
北野 明子	大阪府八尾市	600	3.86
中井 洋子	堺市南区	319	2.05
シージーエムエル - ロンドン エクイティ (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB U.K. (東京都品川区東品川2-3-14)	265	1.71
株式会社北野ホールディングス	大阪府八尾市南小阪合町3-1-28	260	1.67
計	-	7,552	48.54

(注) 上記のほか、当社所有の自己株式、2,830千株(18.19%)があります。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成21年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,830,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,728,400	127,284	-
単元未満株式	1,600	-	-
発行済株式総数	15,560,000	-	-
総株主の議決権	-	127,284	-

【自己株式等】

平成21年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社学情	大阪市北区梅田2-5-10	2,830,000	-	2,830,000	18.2
計	-	2,830,000	-	2,830,000	18.2

(8)【ストックオプション制度の内容】
該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号の規定に基づく普通株式の取得及び会社法第155条第7号の規定に基づく普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく、取締役会決議による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年9月12日)での決議状況 (取得期間 平成20年9月16日～平成21年9月15日)	1,000,000	600,000,000
当事業年度前における取得自己株式	209,100	84,272,400
当事業年度における取得自己株式	586,000	201,394,400
残存決議株式の総数及び価額の総額	204,900	314,333,200
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	20.5	52.4
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	20.5	52.4

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年9月10日)での決議状況 (取得期間 平成21年9月16日～平成22年9月15日)	500,000	200,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	56,200	18,149,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	443,800	181,851,000
未行使割合(%)	88.8	90.9
当期間における取得自己株式	33,000	9,915,100
提出日現在の未行使割合(%)	82.2	86.0

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成22年1月12日からこの有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	141	46,359
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成22年1月12日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	2,830,041	-	2,863,041	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成22年1月12日からこの有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、企業価値の最大化に向け、将来の事業拡大に必要な新規事業開発、人材育成などの成長投資を最優先とし、内部留保を確保いたします。成長のための内部留保を確保したあとの余剰資金につきましては、キャッシュ・フローの状態を勘案のうえ、可能な限り株主の皆様へ還元していく所存です。この基本方針に基づき、平成21年10月期の年間配当金については1株当たり12円00銭（中間配当7円00銭、期末配当5円00銭）といたしました。

内部留保資金の用途につきましては、高度化する社内情報関連設備や、「学情ナビ」「Re就活」のためのソフトウェア開発資金等に充当し、事業拡大に努めてまいる所存です。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

また「取締役会の決議により、毎年4月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度における剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議	配当金の総額（千円）	1株当たりの配当額（円）
平成21年6月11日 取締役会	91,090	7
平成22年1月22日 定時株主総会	63,649	5

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第28期 平成17年10月	第29期 平成18年10月	第30期 平成19年10月	第31期 平成20年10月	第32期 平成21年10月
最高（円）	10,150 1,520	4,910 1,475	1,478	656	411
最低（円）	1,521 1,110	2,535 1,365	416	293	299

（注）1. 最高・最低株価は、平成16年12月12日までは日本証券業協会の公表のものであり、平成16年12月13日より平成18年9月29日まではジャスダック証券取引所におけるものであり、平成18年10月2日以降は東京証券取引所第一部におけるものであります。

なお、第28期の事業年度別最高・最低株価のうち、は日本証券業協会の公表のものであります。

2. 印は、株式分割（基準日平成18年10月31日、1株を2株に分割）による権利落後の株価を示しております。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高（円）	333	325	342	334	351	328
最低（円）	299	302	300	310	312	301

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)		中井 清和	昭和23年9月13日生	昭和51年11月 当社創業 昭和52年11月 当社設立、代表取締役社長(現任)	(注)2	1,673
常務取締役	管理部担当	北野 信雄	昭和25年9月23日生	昭和51年11月 当社創業 昭和52年11月 当社企画制作部長 平成元年12月 当社常務取締役(現任)	(注)2	774
取締役	東京本部長 兼 企画営業部、人 材紹介部、学校 企画部、企画部、 事業戦略室、学 情ナビプロジェクト チーム、モ バ就プロジェク トチーム担当	片山 信人	昭和36年5月8日生	昭和61年4月 当社入社 平成16年4月 当社大阪営業本部ゼネラルマネー ジャー 平成17年10月 当社執行役員(大阪営業本部・京 都支社担当) 平成19年3月 当社営業統括 執行役員 平成20年1月 当社取締役(現任)	(注)2	10
常勤監査役		酒井 治	昭和24年1月4日生	昭和46年2月 田中成人会計事務所入所 平成元年10月 当社入社 管理部副部長 平成12年8月 当社管理部サブマネージャー 平成21年1月 当社定年退職 平成21年2月 当社副参事(囑託社員) 平成22年1月 当社監査役(現任)	(注)3	57
監査役		堀 清	昭和23年7月4日生	平成12年10月 弁護士登録 平成12年10月 中村泰雄法律事務所入所 平成14年1月 当社監査役(現任) 平成15年3月 堀清弁護士事務所設立、代表(現 任)	(注)4	8
監査役		山田 定信	昭和9年2月1日生	昭和31年5月 朝日放送株式会社入社 平成7年6月 同社取締役 経理局長 平成11年6月 同社常務取締役 経理担当 平成15年6月 同社顧問(現任) 平成19年1月 当社監査役(現任)	(注)5	-
監査役		濱田 昌男	昭和26年8月1日生	昭和60年8月 田中成人税理士事務所入所 昭和63年1月 税理士登録 平成20年4月 濱田昌男税理士事務所設立、代表 (現任) 平成21年1月 当社監査役(現任)	(注)2	0
計						2,525

- (注) 1. 監査役堀清、山田定信、濱田昌男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成21年1月23日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
3. 平成22年1月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
4. 平成21年1月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 平成19年1月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、会社の意思決定機関である取締役会の活性化並びに経営陣に対する監視と、不正を防止する仕組みが企業統治であるとの考えを基本としております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

会社の機関の基本説明

当社は、監査役会制度を採用しております。当社の取締役は3名（提出日現在）で、社外取締役は選任しておりません。また、監査役は4名で、うち3名は社外監査役であります。社外監査役と当社との間に人的、資本的関係又は取引関係、その他利害関係はありません。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨も定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

当社は、事業環境の変化に対応した機動的な経営を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行なうことができる旨定款に定めております。

中間配当の決議要件

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年4月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的とするものであります。

内部統制システム及び監査役監査の状況

当社の内部統制システムとしましては、経営環境の変化に即応するため毎月開催する取締役会に加え、緊急を要する場合にはその都度臨時取締役会を開催し、議論・審議にあたっております。また、業務執行の迅速化と各部署が抱える問題点を把握し速やかに対処するため、取締役・監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議をテレビ会議システムを通じて毎週開催すると共に、月1回は全員が一同に会し本社にて経営会議を開催しております。監査役（常勤）は常に取締役会及び業務報告会議、経営会議に出席し、適宜、意見の表明を行うとともに、内部監査担当者との連携を密にし、監査の実効性を高めております。

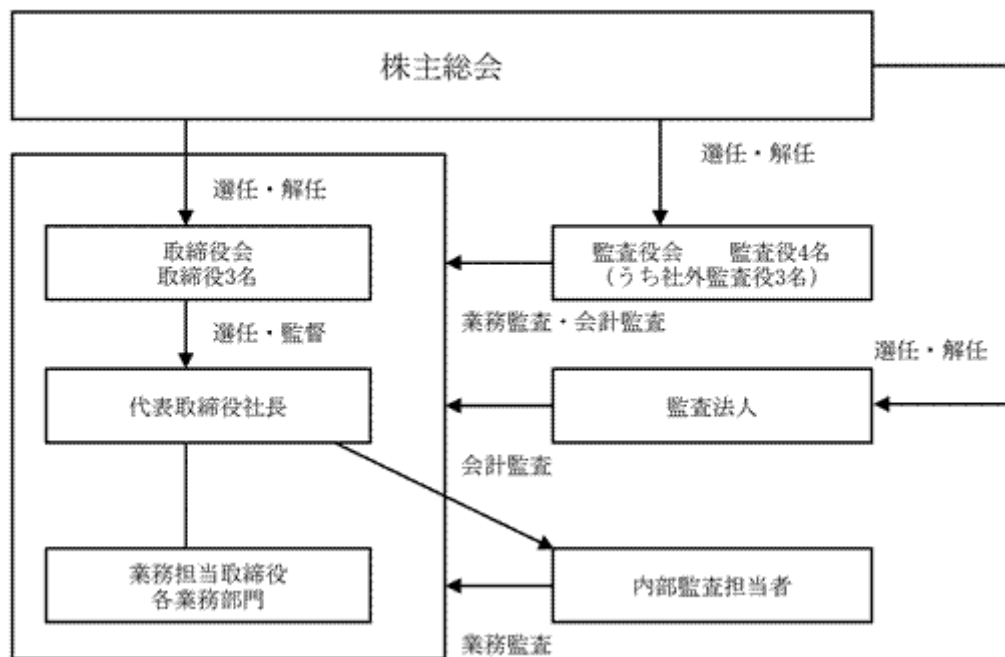
内部監査の状況

当社は、内部牽制組織として社長直属の内部監査室（室長1名、内部監査人1名）を設置し、監査計画に基づき各部門の業務について監査を実施しております。監査の結果は速やかに社長に報告するとともに、被監査部門に対して改善項目の指導を行い、改善状況の報告を求めることにより規程に基づく適正な業務運営を図っております。また、監査の実施にあたっては、監査役との連携を密にし、実効性を高めております。

会計監査の状況

- () 会計監査業務を執行した公認会計士 指定有限責任社員 業務執行社員 梶浦和人
指定有限責任社員 業務執行社員 和田稔郎
 - () 所属する監査法人 有限責任監査法人トーマツ
 - () 会計監査業務に係る補助者 公認会計士 4名
会計士補等 9名
- (注) 1. 継続関与年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
2. 同監査法人または業務執行社員との間には利害関係はありません。

(内部統制の仕組み)



(3) 役員報酬の内容

取締役及び監査役に対する報酬

取締役	62,745千円
監査役	13,426千円 (うち社外監査役4,800千円)
合計	76,171千円

(注) 上記の金額とは別に、当事業年度に支払った報酬等は、次のとおりであります。

平成21年1月23日開催の第31期定時株主総会の決議に基づき、退任取締役1名に対し62,194千円の役員退職慰労金を支給いたしました。

平成21年1月23日開催の第31期定時株主総会の決議に基づき、退任監査役1名に対し217千円の役員退職慰労金を支給いたしました。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
-	-	23,000	500

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務を委託しております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年11月1日から平成20年10月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年11月1日から平成21年10月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年11月1日から平成20年10月31日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツにより監査を受け、当事業年度（平成20年11月1日から平成21年10月31日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年10月31日)	当事業年度 (平成21年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,696,066	2,244,675
受取手形	3,620	1 6,539
売掛金	512,485	338,849
未成制作費	2 20,792	2 13,440
前払費用	54,749	30,182
未収消費税等	-	43,868
未収還付法人税等	-	126,636
繰延税金資産	49,202	18,666
その他	5,197	5,427
貸倒引当金	8,508	61
流動資産合計	4,333,605	2,828,224
固定資産		
有形固定資産		
建物	668,044	676,157
減価償却累計額	180,986	204,999
建物(純額)	487,058	471,157
構築物	6,159	6,159
減価償却累計額	3,789	4,126
構築物(純額)	2,370	2,033
機械及び装置	3,428	3,428
減価償却累計額	2,109	2,296
機械及び装置(純額)	1,319	1,131
工具、器具及び備品	86,477	87,396
減価償却累計額	52,735	63,936
工具、器具及び備品(純額)	33,741	23,460
土地	526,457	526,457
有形固定資産合計	1,050,946	1,024,240
無形固定資産		
ソフトウェア	209,329	180,849
電話加入権	6,505	6,505
無形固定資産合計	215,834	187,355
投資その他の資産		
投資有価証券	437,172	1,056,997
長期前払費用	2,231	84
繰延税金資産	181,653	187,633
差入保証金	108,677	78,266
その他	88,392	78,701
貸倒引当金	6,500	8,849
投資その他の資産合計	811,626	1,392,833
固定資産合計	2,078,407	2,604,428
資産合計	6,412,013	5,432,653

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年10月31日)	当事業年度 (平成21年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	140,589	106,973
未払金	96,343	37,261
未払費用	11,400	44,437
未払法人税等	54,433	-
未払消費税等	3,792	-
前受金	6,732	5,377
預り金	7,890	4,991
前受収益	4,197	4,062
賞与引当金	91,500	-
流動負債合計	416,880	203,104
固定負債		
長期未払金	333,107	270,696
退職給付引当金	29,296	27,601
長期預り保証金	22,595	23,941
固定負債合計	384,998	322,239
負債合計	801,879	525,343
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,500,000	1,500,000
資本剰余金		
資本準備金	817,100	817,100
その他資本剰余金	844,226	844,226
資本剰余金合計	1,661,326	1,661,326
利益剰余金		
利益準備金	8,455	8,455
その他利益剰余金		
別途積立金	1,800,000	1,800,000
繰越利益剰余金	1,772,406	1,307,423
利益剰余金合計	3,580,861	3,115,878
自己株式	1,126,777	1,346,367
株主資本合計	5,615,410	4,930,837
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,276	23,527
評価・換算差額等合計	5,276	23,527
純資産合計	5,610,134	4,907,310
負債純資産合計	6,412,013	5,432,653

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年10月31日)	当事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)
売上高	4,079,689	2,098,432
売上原価	1,729,059	1,026,599
売上総利益	2,350,630	1,071,833
販売費及び一般管理費		
販売促進費	113,566	55,844
役員報酬	111,181	76,171
給料及び手当	675,843	638,551
賞与	90,344	76,290
賞与引当金繰入額	89,500	-
退職給付費用	32,647	13,724
福利厚生費	117,110	92,508
旅費及び交通費	55,147	42,529
通信費	24,860	20,499
事務用消耗品費	25,529	12,406
支払手数料	61,279	48,329
賃借料	108,357	101,130
減価償却費	70,216	85,442
貸倒引当金繰入額	450	-
その他	126,038	117,480
販売費及び一般管理費合計	1,702,075	1,380,909
営業利益又は営業損失()	648,554	309,076
営業外収益		
受取利息	22,398	20,822
有価証券利息	2,988	6,766
受取配当金	3,853	1,082
受取家賃	55,523	48,230
その他	5,164	12,330
営業外収益合計	89,929	89,231
営業外費用		
不動産賃貸原価	12,522	11,964
金銭の信託運用損	64,204	-
支払手数料	3,946	1,998
その他	4,502	1,189
営業外費用合計	85,176	15,152
経常利益又は経常損失()	653,307	234,997

	前事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年10月31日)	当事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)
特別利益		
役員退職慰労引当金戻入額	7,959	-
特別利益合計	7,959	-
特別損失		
固定資産除却損	1 176	-
固定資産売却損	2 7,050	-
投資有価証券評価損	41,773	-
特別損失合計	49,000	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ()	612,265	234,997
法人税、住民税及び事業税	269,470	6,409
法人税等調整額	8,829	38,879
法人税等合計	260,641	45,289
当期純利益又は当期純損失 ()	351,624	280,286

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自平成19年11月1日 至平成20年10月31日)		当事業年度 (自平成20年11月1日 至平成21年10月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
人件費		43,089		39,203
経費				
発送費	352,291		182,751	
会場費	302,876		178,105	
放送・掲載費	334,456		148,570	
印刷費	146,560		102,318	
その他	549,784	1,685,970	375,649	987,395
売上原価合計		1,729,059		1,026,599
		100.0		100.0

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年10月31日)	当事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,500,000	1,500,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,500,000	1,500,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	817,100	817,100
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	817,100	817,100
その他資本剰余金		
前期末残高	844,226	844,226
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	844,226	844,226
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	8,455	8,455
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	8,455	8,455
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	1,800,000	1,800,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,800,000	1,800,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,636,298	1,772,406
当期変動額		
剰余金の配当	215,516	184,696
当期純利益又は当期純損失()	351,624	280,286
当期変動額合計	136,108	464,983
当期末残高	1,772,406	1,307,423

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年10月31日)	当事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)
自己株式		
前期末残高	586,010	1,126,777
当期変動額		
自己株式の取得	540,767	219,589
当期変動額合計	540,767	219,589
当期末残高	1,126,777	1,346,367
株主資本合計		
前期末残高	6,020,069	5,615,410
当期変動額		
剰余金の配当	215,516	184,696
当期純利益又は当期純損失()	351,624	280,286
自己株式の取得	540,767	219,589
当期変動額合計	404,658	684,572
当期末残高	5,615,410	4,930,837
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	5,583	5,276
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	306	18,250
当期変動額合計	306	18,250
当期末残高	5,276	23,527
評価・換算差額等合計		
前期末残高	5,583	5,276
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	306	18,250
当期変動額合計	306	18,250
当期末残高	5,276	23,527
純資産合計		
前期末残高	6,014,485	5,610,134
当期変動額		
剰余金の配当	215,516	184,696
当期純利益又は当期純損失()	351,624	280,286
自己株式の取得	540,767	219,589
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	306	18,250
当期変動額合計	404,351	702,823
当期末残高	5,610,134	4,907,310

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年10月31日)	当事業年度 (自 平成20年11月1日 至 平成21年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	612,265	234,997
減価償却費	78,414	93,098
賞与引当金の増減額(は減少)	21,676	91,500
退職給付引当金の増減額(は減少)	29,296	1,694
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	343,747	-
受取利息及び受取配当金	29,240	28,671
支払利息	17	-
金銭の信託運用損	64,204	-
投資有価証券評価損益(は益)	41,773	-
売上債権の増減額(は増加)	31,132	168,867
仕入債務の増減額(は減少)	30,808	33,616
長期未払金の増減額(は減少)	333,107	62,411
その他	16,552	6,122
小計	781,290	184,802
利息及び配当金の受取額	30,082	25,760
利息の支払額	17	-
法人税等の支払額	388,072	194,755
営業活動によるキャッシュ・フロー	423,281	353,797
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	-	1,499,764
有形固定資産の取得による支出	11,503	9,032
有形固定資産の売却による収入	16,817	-
無形固定資産の取得による支出	76,179	69,952
金銭の信託の解約による収入	235,862	-
投資有価証券の取得による支出	201,291	950,324
投資有価証券の償還による収入	-	300,000
差入保証金の差入による支出	2,758	236
差入保証金の回収による収入	-	30,647
その他	-	710
投資活動によるキャッシュ・フロー	39,053	801,575
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	544,714	221,588
配当金の支払額	213,084	185,316
財務活動によるキャッシュ・フロー	757,798	406,905
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	373,570	40,872
現金及び現金同等物の期首残高	792,988	419,417
現金及び現金同等物の期末残高	419,417	460,290

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成19年11月1日 至平成20年10月31日)	当事業年度 (自平成20年11月1日 至平成21年10月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く)については定額法を採用しております。なお、建物の主な耐用年数は15～38年であります。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 (賞与支給対象期間の変更) 当事業年度中に賃金規定を改定したことにより、賞与の支給対象期間を従来の冬期6月1日から11月30日までおよび夏期12月1日から5月31日までから、冬期5月1日から10月31日までおよび夏期11月1日から4月30日までに変更しております。 この変更により、従来、賞与支給見込額の当事業年度の負担額については「賞与引当金」として計上していましたが、当事業年度より「未払費用」として計上しております。</p>

項目	前事業年度 (自平成19年11月1日 至平成20年10月31日)	当事業年度 (自平成20年11月1日 至平成21年10月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務見込額及び年金資産残高に基づき、当期末に発生していると見込まれる額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づいて計上していましたが、平成20年1月25日開催の定時株主総会において、役員の退職慰労金制度の廃止及び退職慰労金打切り支給を決議したことに伴い、役員退職慰労引当金333,107千円は長期未払金に振替えております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>-</p>
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	-
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年10月31日)	当事業年度 (平成21年10月31日)
-	<p>1 期末日満期手形</p> <p>期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">受取手形 3,449千円</p>
<p>2 未成制作費</p> <p>出版物の制作等の制作途中にあるもので、すでに、制作等の終了した工程に係る費用の支出額及び支払の確定した金額であります。</p>	<p>2 未成制作費</p> <p style="text-align: center;">同左</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成19年11月1日 至平成20年10月31日)	当事業年度 (自平成20年11月1日 至平成21年10月31日)						
<p>1 固定資産除却損の内容は、次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">176千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right;">176千円</td> </tr> </table>	工具、器具及び備品	176千円	計	176千円	-		
工具、器具及び備品	176千円						
計	176千円						
<p>2 固定資産売却損の内容は、次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">3,779千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">3,271千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right;">7,050千円</td> </tr> </table>	建物	3,779千円	土地	3,271千円	計	7,050千円	-
建物	3,779千円						
土地	3,271千円						
計	7,050千円						

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年11月1日 至平成20年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	15,560,000	-	-	15,560,000
合計	15,560,000	-	-	15,560,000
自己株式				
普通株式(注)	1,048,300	1,139,400	-	2,187,700
合計	1,048,300	1,139,400	-	2,187,700

(注) 自己株式の増加は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成20年1月25日 定時株主総会	普通株式	116,093	8	平成19年10月31日	平成20年1月28日
平成20年6月13日 取締役会	普通株式	99,422	7	平成20年4月30日	平成20年7月7日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり決議しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年1月23日 定時株主総会	普通株式	93,606	利益剰余金	7	平成20年10月31日	平成21年1月26日

当事業年度（自平成20年11月1日 至平成21年10月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	15,560,000	-	-	15,560,000
合計	15,560,000	-	-	15,560,000
自己株式				
普通株式（注）	2,187,700	642,341	-	2,830,041
合計	2,187,700	642,341	-	2,830,041

（注）自己株式の増加は、取締役会決議による自己株式の取得642,200株及び単元未満株式の買取請求による取得141株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成21年1月23日 定時株主総会	普通株式	93,606	7	平成20年10月31日	平成21年1月26日
平成21年6月11日 取締役会	普通株式	91,090	7	平成21年4月30日	平成21年7月6日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
次のとおり決議しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年1月22日 定時株主総会	普通株式	63,649	利益剰余金	5	平成21年10月31日	平成22年1月25日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

前事業年度 （自平成19年11月1日 至平成20年10月31日）	当事業年度 （自平成20年11月1日 至平成21年10月31日）
キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の 期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成20年10月31日現在）	キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の 期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成21年10月31日現在）
現金及び預金勘定 3,696,066千円	現金及び預金勘定 2,244,675千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 3,276,649千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 1,784,384千円
現金及び現金同等物 419,417千円	現金及び現金同等物 460,290千円

（リース取引関係）

前事業年度 （自平成19年11月1日 至平成20年10月31日）	当事業年度 （自平成20年11月1日 至平成21年10月31日）
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外 のファイナンス・リース取引 重要性のあるリース取引はありませんので、記載を省略 しております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外 のファイナンス・リース取引 同左

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	前事業年度(平成20年10月31日)			当事業年度(平成21年10月31日)		
		取得原価 (千円)	貸借対照表計 上額(千円)	差額(千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表計 上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	792	1,200	408	47,482	50,484	3,001
	(2) 債券	-	-	-	299,714	300,740	1,025
	(3) その他	-	-	-	-	-	-
	小計	792	1,200	408	347,197	351,224	4,027
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	41,355	41,128	227	1,010	977	33
	(2) 債券	401,942	392,878	9,064	748,281	702,830	45,451
	(3) その他	-	-	-	-	-	-
	小計	443,298	434,006	9,292	749,291	703,807	45,484
合計		444,090	435,206	8,883	1,096,489	1,055,031	41,457

(注) 前事業年度において、その他有価証券で時価のある株式について41,773千円の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2. 前事業年度及び当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自平成19年11月1日 至平成20年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年11月1日 至平成21年10月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
64	-	89

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

種類	前事業年度(平成20年10月31日)	当事業年度(平成21年10月31日)
	貸借対照表計上額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	1,965	1,965

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後における償還予定額

区分	前事業年度(平成20年10月31日)				当事業年度(平成21年10月31日)			
	1年以内 (千円)	1年超5年 以内 (千円)	5年超10年 以内 (千円)	10年超 (千円)	1年以内 (千円)	1年超5年 以内 (千円)	5年超10年 以内 (千円)	10年超 (千円)
債券	-	95,258	99,160	-	-	527,500	275,730	100,640

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成19年11月1日 至平成20年10月31日)及び当事業年度(自平成20年11月1日 至平成21年10月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成19年11月1日 至平成20年10月31日)及び当事業年度(自平成20年11月1日 至平成21年10月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、主として適格退職年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成20年10月31日)	当事業年度 (平成21年10月31日)
退職給付債務(千円)	112,460	115,483
年金資産(千円)	83,164	87,882
退職給付引当金(千円)	29,296	27,601

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成19年11月1日 至平成20年10月31日)	当事業年度 (自平成20年11月1日 至平成21年10月31日)
勤務費用(千円)	3,899	22,060
年金資産増減額(千円)	30,133	7,690
その他(千円)	86	74
退職給付費用(千円)	34,119	14,444

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度 (平成20年10月31日)	当事業年度 (平成21年10月31日)
繰延税金資産(流動)		
賞与引当金	37,149	-
未払費用	-	18,041
未払事業税	5,124	-
税務上の繰越欠損金	-	8,586
その他	6,929	431
合計	49,202	27,060
繰延税金負債(流動)		
未収事業税	-	8,393
合計	-	8,393
繰延税金資産の純額	49,202	18,666
繰延税金資産(固定)		
税務上の繰越欠損金	-	157,521
退職給付引当金	11,894	11,206
長期未払金	135,241	109,902
その他有価証券評価差額金	3,606	17,930
その他	30,910	23,964
小計	181,653	320,525
評価性引当額	-	132,891
繰延税金資産の純額(固定)	181,653	187,633

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度 (平成20年10月31日)	当事業年度 (平成21年10月31日)	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率 (調整)	40.6%
	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
	住民税均等割	3.9%
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1%
	評価性引当額	56.6%
	その他	1.2%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.3%

(持分法損益等)

前事業年度(自平成19年11月1日 至平成20年10月31日)及び当事業年度(自平成20年11月1日 至平成21年10月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自平成19年11月1日 至平成20年10月31日)及び当事業年度(自平成20年11月1日 至平成21年10月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成19年11月1日 至平成20年10月31日)		当事業年度 (自平成20年11月1日 至平成21年10月31日)	
1株当たり純資産額	419円53銭	1株当たり純資産額	385円49銭
1株当たり当期純利益	25円00銭	1株当たり当期純損失	21円50銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、 新株予約権の発行等がなく潜在株式がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、 新株予約権の発行等がなく潜在株式がないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成19年11月1日 至平成20年10月31日)	当事業年度 (自平成20年11月1日 至平成21年10月31日)
当期純利益又は当期純損失()(千円)	351,624	280,286
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 ()(千円)	351,624	280,286
期中平均株式数(株)	14,064,782	13,036,899

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成19年11月1日 至平成20年10月31日)及び当事業年度(自平成20年11月1日 至平成21年10月31日)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
		日本管財(株)	23,500	41,148
		その他(6銘柄)	97,878	12,278
		計	121,378	53,427

【債券】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	券面総額(千円)	貸借対照表計上額 (千円)
		円建永久劣後債(株三菱UFJ銀行)	100,000	99,700
		円建期限付劣後債(株三井住友銀行)	100,000	102,030
		日本軽金属(株)ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	300,000	266,820
		プロミス(株)無担保社債	100,000	66,260
		Nikko Citigroup Limitedユーロ円建劣後債	100,000	98,070
		シティグループ・インク円建外債	200,000	173,700
		アコム(株)無担保社債	100,000	96,350
		STB Finance Cayman Limitedユーロ円建期限付劣後債	100,000	100,640
		計	1,100,000	1,003,570

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	668,044	8,113	-	676,157	204,999	24,013	471,157
構築物	6,159	-	-	6,159	4,126	336	2,033
機械及び装置	3,428	-	-	3,428	2,296	187	1,131
工具、器具及び備品	86,477	919	-	87,396	63,936	11,201	23,460
土地	526,457	-	-	526,457	-	-	526,457
有形固定資産計	1,290,566	9,032	-	1,299,599	275,359	35,738	1,024,240
無形固定資産							
ソフトウェア	279,870	28,880	10,536	298,213	117,364	57,359	180,849
電話加入権	6,505	-	-	6,505	-	-	6,505
無形固定資産計	286,375	28,880	10,536	304,719	117,364	57,359	187,355
長期前払費用	2,690	-	2,500	190	105	1,313	84
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 当期増加額の主なものは、下記のとおりであります。

ソフトウェアの増加 学情ナビシステム 28,880千円(リニューアルによる取得)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	15,008	2,411	5,380	3,128	8,911
賞与引当金	91,500	-	91,500	-	-

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替による戻入額3,128千円であります。

2. 当事業年度中に賃金規定を改定したことにより、賞与の支給対象期間を従来の冬期6月1日から11月30日まで及び夏期12月1日から5月31日までから、冬期5月1日から10月31日まで及び夏期11月1日から4月30日までに変更しております。

従来、賞与支給見込額の当事業年度の負担額については「賞与引当金」として計上しておりましたが、この変更により当事業年度から「未払費用」として計上しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	851
預金	
当座預金	41,576
普通預金	417,112
定期預金	1,784,384
別段預金	749
小計	2,243,823
合計	2,244,675

ロ．受取手形

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
第一化成(株)	3,000
日進プラント(株)	2,677
日本ビジネスコンピューター(株)	449
井原築炉工業(株)他	413
合計	6,539

(ロ)期日別内訳

期日別	金額(千円)
平成21年10月	3,449
11月	413
12月	2,677
平成22年1月	-
合計	6,539

八．売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
日本商工会議所	47,984
平和商事(株)	12,781
全国中小企業団体中央会	11,025
ノバルティスファーマ(株)	7,843
(株)国際興業 大阪	5,097
その他	254,117
合計	338,849

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	2 (B) 365
512,485	2,203,353	2,376,989	338,849	87.52	70.51

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額(千円)
トーガシ(株)	12,920
日本システム技術(株)	9,475
井高野PDM(株)	5,154
(株)東朝エージェンシー	4,183
内浦有美事務所	3,164
その他	72,075
合計	106,973

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年11月1日 至平成21年1月31日	第2四半期 自平成21年2月1日 至平成21年4月30日	第3四半期 自平成21年5月1日 至平成21年7月31日	第4四半期 自平成21年8月1日 至平成21年10月31日
売上高(千円)	613,098	682,338	345,296	457,698
税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額()(千円)	45,441	44,822	165,889	68,489
四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(千円)	167,335	28,994	99,848	42,097
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	12.57	2.21	7.71	3.30

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	11月1日から10月31日まで
定時株主総会	1月中
基準日	10月31日
剰余金の配当の基準日	4月30日 10月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所	(特別口座) 大阪府中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 大阪府中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所 買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告 (アドレス http://company.gakujo.ne.jp) ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法とする。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類（自平成19年11月1日 至平成20年10月31日）
事業年度（第31期） 平成21年1月29日近畿財務局長に提出
- (2) 四半期報告書及び確認書
第32期第1四半期（自平成20年11月1日 至平成21年1月31日）平成21年3月16日近畿財務局長に提出
第32期第2四半期（自平成21年2月1日 至平成21年4月30日）平成21年6月12日近畿財務局長に提出
第32期第3四半期（自平成21年5月1日 至平成21年7月31日）平成21年9月11日近畿財務局長に提出
- (3) 有価証券報告書の訂正報告書
平成21年2月20日
事業年度（31期）（自平成19年11月1日 至平成20年10月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
- (4) 四半期報告書の訂正報告書
平成21年3月31日
第32期第1四半期（自平成20年11月1日 至平成21年1月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書であります。
- (5) 四半期報告書の訂正報告書の確認書
平成21年4月1日
第32期第1四半期（自平成20年11月1日 至平成21年1月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書の確認書であります。
- (6) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自平成20年10月1日 至平成20年10月31日） 平成20年11月6日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成20年11月1日 至平成20年11月30日） 平成20年12月4日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成20年12月1日 至平成20年12月31日） 平成21年1月6日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成21年1月1日 至平成21年1月31日） 平成21年2月4日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成21年2月1日 至平成21年2月28日） 平成21年3月3日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成21年3月1日 至平成21年3月31日） 平成21年4月3日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成21年4月1日 至平成21年4月30日） 平成21年5月7日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成21年5月1日 至平成21年5月31日） 平成21年6月3日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成21年6月1日 至平成21年6月30日） 平成21年7月6日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成21年7月1日 至平成21年7月31日） 平成21年8月3日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成21年8月1日 至平成21年8月31日） 平成21年9月2日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成21年9月1日 至平成21年9月30日） 平成21年10月5日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成21年10月1日 至平成21年10月31日） 平成21年11月5日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成21年11月1日 至平成21年11月30日） 平成21年12月1日近畿財務局長に提出
報告期間（自平成21年12月1日 至平成21年12月31日） 平成22年1月5日近畿財務局長に提出
自己株券買付状況報告書の訂正報告書
報告期間（自平成20年10月1日 至平成20年10月31日） 平成20年11月10日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 1月23日

株式会社学情

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 梶浦 和人 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和田 稔郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社学情の平成19年11月1日から平成20年10月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社学情の平成20年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 1月22日

株式会社学情

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梶浦 和人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 稔郎 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社学情の平成20年11月1日から平成21年10月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社学情の平成21年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社学情の平成21年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社学情が平成21年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。